

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月21日
【会社名】	Chordia Therapeutics 株式会社
【英訳名】	Chordia Therapeutics Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 三宅 洋
【最高財務責任者の役職氏名】	財務部長 岡谷 大
【本店の所在の場所】	神奈川県藤沢市村岡東二丁目26番地の1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役三宅洋及び最高財務責任者岡谷大は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年8月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告自体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました（当事業年度において取引実績のなかった事業収益及び売掛金に至る業務プロセスの整備状況評価手続の一部及び運用状況の評価を除く）。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的および質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社は連結子会社等を有しないことから、当社を「重要な事業拠点」とし、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、医薬品の研究開発を主たる業務とする当社の性質に鑑み、事業収益、売掛金及び研究開発費（うち、外注費等に限る）に至る業務プロセスを評価の対象としました。なお、当事業年度において、事業収益及び売掛金の計上はありません。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度において取引実績のなかった事業収益及び売掛金に至る業務プロセスの有効性を除き、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。